安曇野赤十字病院 面会規程

（目的）

第 1 条 本規程は、安曇野赤十字病院（以下「当院」という）における入院患者への面会について必要な事項を定め、十分な安全確保・感染防止に配慮し、適切な面会体制を整備することで、患者と家族の尊厳の保持、および生活の質の向上、ならびに円滑な入退院支援を図ることを目的とする。

（面会時間）

第 2 条 面会時間は以下のとおりとする。

1 14 時から 16 時の 1 日 1 回 30 分以内を基本とする。
2 室料差額に同意し個室に入院している場合は 14 時から 19 時とし、14 時から 16 時は制限時間を設けない。16 時から 19 時は 30 分以内とする。（準個室は 1 に同じ）

（面会場所）

第 3 条 当該患者が入院している病室内、入院病棟のデイルームの他、病院職員が調整した部屋を利用する。 他の病棟や調整した部屋以外への移動、他患者への訪問は不可とする。

（面会人数）

第 4 条 1 回の面会につき、面会者（近親者、身の回りの世話を行う者） 2 名までとする。

（面会手続き）

第 5 条 面会手続きは以下のとおりとする。

1 病院は入院時にご家族または近親者へ入館許可証を発行する。
2 面会者は、玄関で体温を測定し、病棟ナースステーション（休日・時間外は防災センター窓口）で入館許可証を提示する。
3 病棟ナースステーション（休日・時間外は防災センター窓口）で体調確認を受けた後に面会を行う。

（面会の条件）

第 6 条 面会者は以下の条件を満たさなければならない。

1 病棟では常に入館許可証を着用するものとする。
2 咳・発熱などの症状や感染症罹患者との接触がないこと。
3 病室入室前後に手指衛生（手指消毒または手洗い）を行うこと。
4 感染症流行期には不織布マスクを着用すること。
5 中学生以上であること。

（面会者の遵守事項）

第 7 条 面会者は次の事項を遵守しなければならない。

1 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
2 面会中、次の行為をしてはならない。
(1) 酒気帯び状態で面会すること。(2) 面会中に喫煙すること。 (3) 患者・面会者ともに病棟・病室で飲食すること。 (4) 生花を持ち込むこと。 (5) 高額な金品を持ち込むこと。
3 食べ物(差し入れ)については、患者の病状や治療内容により制限があるため、必ず担当医か担当看護師へ確認を行うこと。
4 当院は、面会者が本規程に違反し、またはそのおそれがあると認めた場合、直ちに面会を中止させることができる。

(面会の制限)
第 8 条 次のいずれかに該当する場合、当院は面会を制限することができる。
1 入院患者が面会を拒否する場合。
2 入院患者が感染症を発症した場合、または発症者と同室(濃厚接触者)であった場合。
3 入院病棟において感染症の集団発生が起きた場合。
4 病棟運営に必要な人員が不足し、安全な医療提供が困難であると当院が判断した場合。

(例外的取り扱い)
第 9 条 次のいずれかに該当する場合、入館許可証の着用は必要とするが来院時間は問わず、事象終了までを滞在可能時間とする。 また、状況に応じて対象者や1回あたりの人数について配慮する。
1 急変などによる病院からの緊急招請。
2 治療、療養説明相談のための来院依頼(手術、検査などの待機、立会、病状説明など)。
3 入院の付添、退院のお迎え。
4 療養上特別な配慮を要する場合(終末期、精神的支援を要する、退院調整など)。

(周知方法)
第 10 条 本規程または本規定の一部は以下の方法により患者および家族等面会者に周知する。
1 入院時の説明
2 院内掲示(正面玄関、病棟など)
3 当院ホームページへの掲載

(規程の見直しと改廃)
第 11 条 この規定は毎年見直しを行い、改廃する場合は、医療安全管理室、感染管理室、看護部、医事企画課、総務課代表者による会議での決議の後、文書管理会議の承認を得なければならない。

附則 本規程は、令和 8 年 5 月 1 日より施行する。